

## 疑義照会簡素化プロトコル（第2版）

疑義照会簡素化プロトコルの内容（下記9項目）については、保険薬局での患者待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意が得られたものとして扱う。

- ① 患者の同意または患者の了承を得てから、同一成分の医薬品変更
  - ・先発医薬品同士、後発医薬品から先発医薬品への変更も可能
  - ・院外処方箋の「後発変更不可」にチェックがあれば不可
  - ・保険薬局に在庫が無いという理由での変更は不可
- ② 患者の同意または患者の了承を得てから、規格が複数ある医薬品の規格変更
  - ・安定性、利便性の向上の場合
  - ・貼付剤、軟膏剤、クリーム剤の変更は処方量の合計が変わらない場合のみ
- ③ 残薬調整のための投与日数短縮
  - ・外用剤の本数変更も可能
  - ・削除・追加・投与日数延長について、簡素化プロトコルでの対応は不可とする。（疑義照会で対応）
- ④ 患者の同意または患者の了承を得てからの剤形変更
  - ・アドヒアランスの向上が期待できる場合
  - ・抗悪性腫瘍剤の変更は不可とする
  - ・錠剤、粉砕にするあるいは混合などは可能（その逆も可能）
  - ・錠剤⇔散剤、パップ剤⇔テープ剤などは可能
- ⑤ 患者やその介護者等の同意または了承を得てからの一包化
  - ・抗悪性腫瘍剤の変更は不可
  - ・患者の希望で「一包化を外す」ことは不可（疑義照会で対応）
- ⑥ 医師了解のもとで処方されている用法
  - ・漢方薬やEPA製剤の「食後」投与
  - ・抗アレルギー剤やH<sub>2</sub>blocker、消化性潰瘍治療剤の1日2回「朝・夕食後」投与
- ⑦ ビスホスホネート製剤の週1回あるいは月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数適正化や用法を「起床時」に変更
- ⑧ 薬歴等で乳酸菌製剤が継続使用されていることが確認できる場合において、抗菌剤が併用されていない場合のビオフェルミンRからビオフェルミンへ変更（その逆も可能）
- ⑨ 外用剤の用法（適用回数、適用部位、適用タイミング等）が処方医より口頭で指示されており、患者面談を行った上で、用法が明確な場合の変更